

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者の治療用装具に係る
療養費の取扱いについて（その 4）

東日本大震災による災害発生に関し、治療用装具に係る療養費の取扱いについては、「東日本大震災による被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについて（その 3）」（平成 24 年 2 月 28 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、連絡したところであるが、今般、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1. 代理受領の取扱いについて

治療用装具の購入又は修理に際しては、通常、被保険者等（患者）が装具業者に費用を支払った後、被保険者等（患者）から保険者（健保組合、国保等）に対し当該治療用装具の購入又は修理に要した費用について療養費の支給を申請することとしているが、今般、以下の手続きに従って、当該費用について装具業者が被保険者等（患者）に代わって、保険者から療養費を受給できるとする。（代理受領）

2. 代理受領を行うことができる装具業者

（1）「障害者自立支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に掲載されている装具については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく補装具費について、市町村との間で代理受領の登録・契約等を行っている補装具業者に限り、治療用装具に係る療養費の代理受領を行

うことができる。

(2) (1) 以外の装具については、通常、上記の補装具業者において製作されていない場合も考えられることから、(1) 以外の装具業者において治療用装具に係る療養費の代理受領を行うこともできることとする。

3. 療養費を代理受領により受給することができる者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 24 日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の 2 の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

4. 療養費を代理受領により受給することができる期間

一部負担金等に関する事務連絡の 2 の場合に該当する者については、平成 25 年 2 月 28 日までの施術に係る取扱いとする。

5. 保険者への請求方法

(1) 代理受領により、治療用装具に係る療養費の支給を受けようとする被保険者等は、治療用装具の製作を装具業者に依頼する際、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示することにより、代理受領を依頼する意思を表示すること。

(2) 被保険者等は、療養費支給申請書(以下「申請書」という。)に被保険者証の記号・番号、生年月日、氏名、負傷原因等の必要事項を記載するとともに、受取代理人の欄に必要事項を記載すること。なお、申請書に受取代理人の欄が無い場合には、療養費の受給を装具業者に委任する旨の委任状(別紙様式例 1 参照)を添付すること。

(3) 被保険者等は、必要事項が記載された申請書に、医師の「意見および装具装着証明書」等の通常必要とされている書類を添付し、装具業者へ提出すること。

(4) 装具業者は、被保険者等から提出された申請書の受取代理人の欄に必要事項を記入するとともに、当該申請書の上部に赤色で「災」と記載し、治療用装具の納品に関する明細書(別紙様式例 2 参照)及び市町村との間で代理受領の登録・契約を行っていることが証明できる契約書の写し等(2 (1) の治療用装具の場合に限る。)を被保険者等から提出された書類に併せて保険者へ提出すること。

(5) その他、代理受領による療養費の詳細な申請方法等については、各保険者に問い合わせること。

代理受領に係る治療用装具療養費の受領委任状

治療用装具に係る療養費の受領を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

委任者 住所

氏名

印

受任者 住所

事業者名

代表者氏名

印

平成 年 月 日

様

治療用義肢・装具納品明細書

治療用義肢・装具名:

単位:円

要素区分	型式・材料等	価格	個	金 額
基本価格				
製作要素				
完成用部品				
計				
3%(注)				
合 計				

注:厚生労働省告示価格の合計に3%を乗じた金額です。
 なお、小数点以下は切り捨てとします。

担当義肢装具士名 _____ 印

住 所 _____

事業者名 _____

代表者氏名 _____ 印

平成24年7月24日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の平成24年3月以降の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年1月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その12）（平成24年3月以降の診療等分の取扱い）」（平成24年1月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。）（以下「1月事務連絡」という。）でお示ししているところです。

今般、免除証明書の取扱いについて、全国の医療機関等で統一的な取扱いがなされるよう、下記のとおり整理しましたので、平成24年9月末までの取扱いを再度御確認いただくとともに、平成24年10月1日以降の取扱いについて、内容を御了知の上、保険医療機関等関係団体に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 平成24年9月末日までの免除証明書の取扱いについて（1月事務連絡にて周知済み）

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被災被保険者等については、有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこと。
- (2) 福島県の以下の町村（※）の国民健康保険の被保険者及び保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度の被保険者については、被保険者証の提示により、免除証明書の提示に代えることができること。

（※）広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、

2 平成 24 年 10 月 1 日以降の免除証明書の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象となっている地域の被災被保険者等の一部負担金の免除措置については、平成 24 年 10 月 1 日以降も継続する予定であるが、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

したがって、保険医療機関等においては、被災被保険者等が加入している医療保険の種類等にかかわらず、有効期限が切れていない免除証明書を提示した被災被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(参考)

事務連絡
平成 24 年 1 月 31 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する
財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知)において、一部負担金の免除措置の期間を平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までとし、免除措置に対して財政支援すること等としていましたが、今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することとしましたので、貴管下保険者及び関係団体においては内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料により周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、保険料(税)の取扱い及び財政支援の具体的内容等に関しては、別途通知する予定です。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の全ての住民(全被保険者等)(※2)

- ・平成 25 年 2 月 28 日まで延長すること。
- ・平成 24 年 3 月以降についても、平成 24 年 2 月 29 日までと同様の財政支援を予定していること。

(2) 東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の住民のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者(※2)(※3)

- ・平成 24 年 9 月 30 日まで延長すること。
- ・免除措置に係る費用の全額について、特別調整交付金により措置する予定であること。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホ

ットスポット)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(※3) 全国健康保険協会及び健康保険組合においても、警戒区域等以外の被保険者等について、財政支援は行わないが、保険者の判断により一部負担金の免除等を延長することは可能であるので、各保険者において、被保険者の状況を踏まえ、適切に対応いただきたい。なお、全国健康保険協会においては、警戒区域等以外の被保険者等についても、平成24年9月30日まで一部負担金の免除を延長する予定である。

2 免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会関係

免除証明書の有効期限は、現在、「平成24年2月29日まで」と印字されているが、平成24年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。

市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない市町村(※4)においては、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとしているが、この取扱いについては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、引き続き継続すること。

なお、平成24年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の交付を要していない市町村も含め、免除証明書の再発行等が必要となるが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定であること。

(※4) 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) 健康保険組合関係

平成24年3月以降は、一部負担金の免除が延長される被保険者等と延長されない被保険者等がいることとなるため、延長される被保険者等の免除証明書を更新し、延長されない被保険者等の免除証明書を回収することが必要であり、適切に対応されたいこと。

なお、免除証明書の更新については、有効期限を更新することで対応しても差し支えないこと。

3 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の期間の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※1)の住民及び避難者(特定健康診査等の受診対象者)について平成24年度実施分まで延長すること。